

# 運 航 基 準

平成18年12月26日制定  
平成21年 2月26日改正  
平成21年 5月 1日改正  
平成23年 4月 1日改正  
平成25年 5月 1日改正  
平成28年 4月 1日改正  
令和6年 6月27日改正  
令和6年9月1日改正  
令和6年10月9日改正

三重県鳥羽市

## 目 次

### 第1章 目的

#### 第1条 目的

### 第2章 運航の可否判断

#### 第2条 発航の可否判断

#### 第3条 基準航行の可否判断等

#### 第4条 入港の可否判断

#### 第4条の2 運航の可否判断等の記録

### 第3章 船舶の航行

#### 第5条 航海当直配置等

#### 第6条 運航基準図等

#### 第7条 基準経路

#### 第8条 速力基準等

#### 第9条 特定航法

#### 第10条 機器点検

#### 第11条 記録

別表第1（第5条関係） 鳥羽市営定期船出入港等配置表

別図 （第6条関係） 鳥羽市営定期船運航基準図

別表第2（第8条関係） 鳥羽市営定期船速力基準表

# ( 運 航 基 準 )

## 第1章 目 的

(目的)

第1条 この基準は、鳥羽市運航安全管理規程（平成18年12月28日告示第87号）に基づき、鳥羽市定期航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

| 港 名 \ 気象・海象            | 風速        | 波高                           | 視程                         |
|------------------------|-----------|------------------------------|----------------------------|
| 佐田浜、答志、神島、<br>菅島、桃取、坂手 | 1 6 m/s以上 | 港内 1 . 0 m以上<br>港外 1 . 5 m以上 | 5 0 0 m以下<br>レーダー保有船400m以下 |

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

| 風速        | 波高                             |
|-----------|--------------------------------|
| 1 6 m/s以上 | 港内 1 . 0 m 以上<br>港外 1 . 5 m 以上 |

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

| 発航港 \ 海域及び視程           | 発航港に近接した海域 | 視程                         |
|------------------------|------------|----------------------------|
| 佐田浜、答志、神島、<br>菅島、桃取、坂手 | 菅島水道、桃取水道  | 5 0 0 m以下<br>レーダー保有船400m以下 |

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難と認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は次に掲げるとおりである。

| 風速                        | 波高        |
|---------------------------|-----------|
| 1 6 m/s以上<br>(船首尾方向の風を除く) | 1 . 5 m以上 |

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

ただし、基準経路以外の経路を航行することにより目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

| 風速        | 波高         |
|-----------|------------|
| 1 6 m/s以上 | 1 . 5 m 以上 |

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は安全が確保できる経路に変更する措置をとらなければならない。

|    |                         |
|----|-------------------------|
| 視程 | 5 0 0 m以下、レーダー保有船400m以下 |
|----|-------------------------|

（入港の可否判断）

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

| 港 名 \ 気象・海象            | 風速        | 波高        | 視程                         |
|------------------------|-----------|-----------|----------------------------|
| 佐田浜、答志、神島、<br>菅島、桃取、坂手 | 1 6 m/s以上 | 1 . 0 m以上 | 5 0 0 m以下<br>レーダー保有船400m以下 |

（運航の可否判断等の記録）

第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を（運航の可否についての協議書、航海日誌等）に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

（航海当直配置等）

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を別表第1のとおり定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海配置
- (3) 霧中航海配置
- (4) 荒天航海配置

（運航基準図等）

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の別図等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁、海苔網養殖等航行の障害となるものの位置
- (5) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（基準経路）

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり第1基準経路及び第2基準経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

| 名称     | 使用基準                          |
|--------|-------------------------------|
| 第1基準経路 | 菅島、答志島沿岸に海苔網等が設置されている時期に使用する。 |
| 第2基準経路 | 菅島、答志島沿岸の海苔網等が撤去されている時期に使用する。 |

3 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

4 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

（速力基準等）

第8条 速力基準は、別表第2のとおりとする。

2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した旅客船の操縦性能に関する資料を船橋に備え付けておかなければならない。

（特定航法）

第9条 船舶は、佐田浜、答志、和具、神島、菅島、桃取、坂手、各港に出入港するときは、原則として次によらなければならない。

- (1) 船舶は、入港しようとするときは、港口の中心より右舷を航行しなければならない。
- (2) 船舶は、出港しようとするときは、港口の中心より右舷を航行しなければならない。
- (3) 船舶は、港内を航行する場合は、並列航行、あるいはその他やむを得ぬ場合のほか、他の船舶を追い越してはならない。
- (4) 着積しようとする船舶は、港内において回頭又は離積しようとする船があるときは、これを避けなければならない。
- (5) 船舶は、港の防波堤の入口付近で他の船舶と出合うおそれのある場合は、出航船が通過した後でなければ入港してはならない。

2 佐田浜港へ出入港する船舶は、別に定める佐田浜港付近航行安全自主規制によるものとする。

(機器点検)

第10条 船長は、入港着栈前、栈橋手前（防波堤手前）100m等、入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。

(記録)

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更等に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌、航海日誌等に記録するものとする。